

控

平成29年（ネ）第1843号 損害賠償等本訴・同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審被告） 吉井 康雄

被控訴人兼控訴人（第一審原告） 学校法人大阪経済大学



準備書面（3）

第一審原告大学の「第7準備書面」に対して

平成29年12月7日

大阪高等裁判所 第4民事部 御 中

控訴人（第一審被告）

吉井 康雄



はじめに

10月31日の裁判で、この準備書面でもって結審するとのことである。

これに至る経緯（日付は大阪高裁受付日）は、

第一審被告の控訴状（6月22日） → 控訴理由書（8月16日）

→ 第一審原告大学の控訴答弁書（10月26日）

→ 12月11日までに提出すべき第一審被告の準備書面（2）

第一審原告大学の控訴状（6月24日） → 控訴理由書（8月12日）

→ 第一審被告の準備書面（1）（10月12日）

→ 第一審原告大学の第7準備書面（11月18日）

→ 12月11日までに提出すべき、当該準備書面（2）

結審に際して、別件訴訟での大阪地裁の判決が、第一審被告が認否・反論できない結審に至る最後の準備書面、第一審原告大学の虚偽事実と、証拠として提出された虚偽データをもとに「労使慣行の存在」が否定されたとの第一審被告の訴状への配慮（第一審被告の控訴理由書、18～23頁）と理解しており、感謝している。

**第1 「第1 一審本訴被告平成29年10月10日付準備書面(1)に対する
認否及び反論」に関する第一審被告の認否**

1 「2 第5について (1) 総論」の部分

争う。

第一審原告大学の主張に対して疑問に思うことは、通常人の道徳観をもちあわせているのかという疑問である。その理由を本文の流れより2つ述べる。

1つは、「第一審被告の「パワハラ」「アカハラ」との主張は、憶測と独自の解釈によるもの」との第一審原告大学の主張である。これは、別件訴訟での大阪高裁判決「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」(2015年4月23日)の真意を受け入れていないことを自ら表明している主張であり、複数の学長のもとで学長補佐として全学のカリキュラムに関する委員長など幅広い分野に亘って貢献された経営学部准教授の山田氏は、このことを「井形や池島の行為は正当であったという、高裁判決できっぱり否定された見解にすがる責任回避をつづける井形氏、池島氏の態度は**「経大の常識は社会の非常識」を宣言したようなもの**」(乙142、10～11頁)と批判している。

なお、山田氏は、北村實主導の懲戒等検討委員会により、本人の意思にかかわらず、特任教員を申請しないことを条件にされ、懲戒処分の対象から外されている。これは山田氏の特任申請を阻止しようとする北村實らの悪意であり、草薙裁判での草薙氏の陳述書(乙164)より、理事会での覇権争いの影響と理解される。山田氏はこのことを、「大学の意向に従わざるをえなかった」と第一審被告に話されている。

この理事会での覇権争い、学長選挙などが第一審被告の特任人事妨害、労使慣行の不存在などにかかわる重要な要因であることは、別件訴訟の段階で推察していたが、草薙裁判の情報からリンクしていることを認識したところである。

今1つは「大学の教育・研究が個人の思いによってのみ行われるのではなく、科目設定、カリキュラム体系、およびそれを担う教員組織が教授会を中心として組織的に行われるものである」という基本を没却するものである」との主張部分である。ここでは、「教授会を中心として組織的に行われるもの」という部分は正しく、第一審被告の特任教員申請書類の1つである3か年の講義計画の担当科目に関して、「大学の教育・研究が個人の思いによってのみ行われるのではなく」

との**第一審原告大学の記述は第3者の判断を誤らせる悪意ある表現**である。これを第3者の目での確に分析しているのが、山田氏が大阪経済大学教職員組合の組合員交流誌「蒼い泉」に投稿した文書「大学側の不法行為に真摯な反省を — 吉井訴訟とその判決から考えるべきこと —」（乙141）で、その8頁の「問題の核心は次の点です。特任教員任用手続きにおいて、任用を希望する教員の授業担当計画は、その教員が現在担当している科目に基づいて書くしか書きようもないものであり、これまでもそうであったように、今後も現担当科目に基づいて書くことが基本です。**その科目を学部長が、教授会の決定もないまま「不要な科目」と判断し、決定し、そのことを「書類上の不備」と称して推薦委員会に提出しない行為は、規程違反である**という当然のことを明確にすることです。仮に担当科目の要不要、あるいは別科目に変更する必要あると学部長が判断するなら、カリキュラム委員会で検討し、教授会で審議して決定し、本人との協議を進めるべきものです。教授会の決定なくして学部長が決定できる事項ではありません。この点を、改めて明確にしなければ、今後特任教員への申請において、学部長の判断で申請者の科目の要不要が決定されても「適正におこなわれた」とする前例を残すこととなります」より、第一審原告大学は執拗に虚偽を繰り返している。

2 「(2) 第5 2 (4)につき(11頁)」の部分

争う。

第一審原告大学の認否に反論する前に、議論の目的は何かを原審の情報をもとに明確にしておきたい。平成28年6月17日の第一審被告の準備書面(3)では、訴訟の過程で代理人双方が取り決めた、原告の名誉権侵害の主張に対する真実性の証明の対象事実の1つで、平成15年2月から3月にかけて、樋口と北村が海外留学中の被告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをしたという事実が原告による被告に対する組織的なパワハラ、アカハラであったかを立証しようという趣旨である。

第一審被告はこの時点で、別件訴訟での第一審原告大学の訴訟の巧みさに疑問をもっていたので、本人訴訟に切り替えさせていただき、同年7月23日被告準備書面(5)の10～11頁において、名誉棄損の免責要件の1つである、事実の真実性を立証している。

なお、第3者には理解し難い背景情報を、既に証拠として挙げている事由をもとに説明する。第一審被告に対する**パワハラ、アカハラ**の背景には**経営学部で覇権を確立しようとする北村グループの思惑が働いているという事実**である。

1999年3月、西口敏子教授が二宮正司をセクハラで訴え、全学の学生アンケート調査でよせられた情報から、人権委員会調査委員会は2001年8月9日、二宮正司を呼び出しているが、調査委員ではない北村實人権委員が同行し、セクハラのみ消しに努力をしている。人権委員会におけるこの事実はこの調査委員会に出席していた人権委員会調査委員より直接聞いており、その証拠となる資料もセクハラを撲滅したいと積極的に学生に名乗り出るよう働きかけをされていた渡辺泉学長の周辺および西口敏子教授から手渡されたものである。これに関する参考情報として、第一審被告の控訴理由書11頁「① a セクハラに関すること（乙27～29）」を参照されたい。

このような経緯を経て、二宮グループ（含む、樋口克次）を吸収し、渡辺大介氏を尊敬する少数の教員を除いて完全に経営学部を掌握した時期、それが2部改革の時期と重なっており、第一審被告がヨーテボリ大学での研究に専念していた時期には既に大勢が決していたのである。

これが事実であることを示す証拠の1つは、2002年12月24日の北村メール、「財務会計論は、賛成が1票のみその他全て「否」という前代未聞の結論になり採用に至りませんでした」（乙1、10頁）という内容にあり、その意味は、採用人事を掌握しているか、即ち、コントロールできているか否かということで解釈可能という意味であり、財務会計分野の総括責任者である渡辺大介教授の推薦した候補者の可否投票において可とした教員は1名、その他の教員は否であったということから、大勢が決していたことが理解される。

したがって、彼ら執行部に従順か否かでパワハラ、アカハラの対象となるか、仮に学内規程に反することをした、あるいは、状況にあっても護られるかということで、そこには公明正大さなどといった論理は通用しないのである。

2部改革は経営学部全体の課題であるにもかかわらず、渡辺大介教授らを2部改革に反対する者として、2部科目担当者から外している（渡辺氏の場合は樋口らの進める2部改革に同意できず、自分の意思で担当から外れたとのこと）。

このケースにおいて従順か否かの分岐点は、2003年2月24日の樋口克次

副学部長兼カリキュラム委員長のメールにある「国際経営論を担当していた非常勤講師の都合により輪読方式の彼のゼミをもつことで教授会の了承を得たので、担当するように」という指示に、担当分野の専門性とゼミ方式の違い、事前に本人調整しない一方的な進め方により、拒否したことである（乙1、12頁）。

これにより、第一審被告を、2部改革反対論者の一人として2部科目の担当を外し、非常勤講師に差し替えた、これが事実である。

第一審被告の担当科目名称については、ヨーテボリ大学GRI研究所に留学するにあたり、教務委員（全学）および情報環境コースのカリキュラム委員として、セメスターに伴う科目名称の調整をした議事録を二宮正司ほかのメンバーに申し送りしている（乙167）。

この申し送りが情報環境コースおよび教授会でどのように取り扱われたかは知る由もないが、乙1のメールより抜粋した下記左の枠の情報より、正確に伝わっていなかったことがわかる。

<p>送信者： 樋口亨次 (guchi) 日時： 2003年11月27日 12:00</p> <p>さて標記2003年度の科目担当と開講曜日、時限の決定の件ですが、先生の予定されるご担当科目は以下のとおりです。</p> <p>I部 経営情報論2単位(春学期)、情報バリューエンジニアリング2単位(秋学期) I部 経営情報システム論4単位(春学期) I部 演習I 2単位(秋学期) II部 情報経営論I 2単位(春学期)、情報経営論II 2単位(秋学期) 合計3.5コマです。</p>	<p>送信者： 樋口亨次 (guchi) 日時： 2003年2月24日 16:57</p> <p>I部: 経営情報論(春学期)、木曜1・4限 情報ネットワーク論I(春学期)、土曜2限 情報ネットワーク論II(秋学期)、土曜2限 情報バリューエンジニアリング(秋学期)、木曜1・4限 演習I(秋学期)、木曜3限 II部: 情報経営論I(春学期)、土曜6限 情報経営論II(秋学期)、土曜6限</p>
---	--

なお、彼らのパワハラ、アカハラの行為には、最も配慮すべき学生への気配りは全く無視されており、その事実を示すのがこのケースでは受講申請する直前に新科目を不開講として掲示し、この科目を受講する意思のある2部学生の受講機会を奪っていることである（乙83）。

第一審原告大学の「主語は被控訴人（第一審被告）である」に関して述べる。控訴理由書16頁の文書を、第一審被告は次のように解釈したのである。

「名称に異論があったが、…、別の担当者を探すこともできず、…新科目を初年度不開講とした」と理解し、そのような判断をし、行動する立場にあるのは経営学部執行部であると理解したのである。

「被控訴人は、…科目の名称に異論があったが、…、別の担当者を探すこと

もできず、控訴人（学部執行部）は … 新科目を初年度不開講とした」とすると、「科目の名称に異論があったが」の意味は、被控訴人は当該科目を担当しないと主張していると理解され、第一審被告はシラバスを作成し、既に教務課にメールで送付している事実から、第一審原告大学の主張する第一審被告が主語とする解釈を棄却したのである。これは曖昧な表現によるもので、それほど問題とされるべき事項ではないと主張しておく。

なお、第一審原告大学が証拠とした甲 8 - 1 ~ 甲 8 - 2 の日本経済新聞の記事に関連した事実情報を 2 つ述べる。

1 つは、「大阪経済大の経営学部夜間課程、企業並み改革、再生に光明 アイデア助教授、旗振る」というタイトルで樋口克次を写真入りで紹介している記事について、教授会メンバーから、何故、学部長ではなく副学部長の名前で大きくニュースとして紹介されているのかという疑問が出されていたこと、

今 1 つは、「日本経済新聞を読む」といった講義（関心がなかったため、正式名称は記憶していない）を開講し、日本経済新聞社の方を講師に招き、毎年数年に亘って半年間無料で日本経済新聞を購読できるという特典を与えて受講生を募集している。その費用は経営学部予算から 100 万円を割りつけており、これを知った第一審被告は講義の目的、費用対効果、他の教員への担当科目への支援は経営学部予算からはないことといった実態を踏まえて教授会で問題提起している。しかし、その後、この科目はどのように扱われているのかは知らない。

3 「(3) 第 5 4 (2) につき (17 頁)」の部分

争う。

真実性の証明の対象、2 つ目の事実が「平成 17 年 5 月に二宮が調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られた郵便物を無断で開封し、その封入されていた請求書の内容につき、サイバーブレインズに電話で問い合わせるという行為に出た事実」である（原審、被告準備書面（3）、1 頁）。

これについては、原審、被告準備書面（1）の 7 頁で学部執行部からの嫌がらせとして少し述べているが、第一審被告が精緻に立証したのは現在進行中の第一審被告の準備書面（1）のみである（16 ~ 21 頁）。

学内の郵便物の通常の手続きについては第一審原告大学の説明で理解する。第3者に疑問をもたせる部分は、封書を廃棄したと説明したうえで、右に示す封書に同封された請求書の表現を証拠として、封書の宛先と請求書の宛先は同じと考えるのが合理的という主張にある。

〒533-8533
大阪市東淀川区大隅2-2-8
大阪経済大学
経営学部 御中

矛盾することは、この時期、二宮・樋口執行部は甲12にあるように、研究費などの不正使用が行われていないかを学務課に指示し、実態調査していると教授会で繰り返し発言していることにある。

したがって、第3者の誤解を払拭するためにも学務課の担当者の証言を文書化して提出すべきで、当時の担当者は第一審被告のよく知る方々であるから、そのような証言があれば信頼性が客観的に高まると主張する。

第一審被告が提出した証拠のメール（乙154）には、利害関係者ではないサイバーブレインズの請求書処理専任担当者が、宛先を「〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学経営学部 吉井様」として送付したと、サイバーブレインズの唐木田氏が述べている。

これらを勘案すれば、第一審原告大学の主張は通常人の判断によれば却下されると主張する。

4 「(4) 第5 4 (2)につき(18頁)」の部分

争う。

「当時の教授会の噂であり」と主張するが、何の根拠もない」の部分は、前述したように教授会で二宮・樋口が繰り返し甲12などを例に挙げて学務課に調べさせていると発言していたことを記憶しており、この主張を否認する。

第一審被告は濱本学部長、北村学部長の時期は学会出張費の使途目的に準拠しているとみなされてVE全国大会に参加しており、二宮学部長になったこの時期、学会出張費での出張を認めないと却下している（乙126他）。

北村前学部長に相談したところ、自分は研究活動の一貫として認めていたと話されている。二宮学部長が学部長権限で認めないとしたことで、この意思決定にクレームをつけたため、田畑研究委員長を巻き込んで、常に更新しているという説明のな

吉井様
学会出張に関して学務課で
保留とさせていたのは申請書
返却いたしました。
ご確認をお願いいたします。
12/13 河村

い学会名簿を取り出し、ここに記載がないから認められないということであったと記憶している。その後、何時からかは記憶にないが、第一審被告のVE全国大会への参加は学会研究費での出張として認められるようになった。

なお、田畑研究委員長の研究室で学務課の河村氏には第3者の立場で参画していただき、学会費の適用目的とその適用範囲について直接議論している。したがって、「同じ疑問を持っていた」との主張は強く否認する。

これを示す証拠として、田畑氏の二宮氏宛メールを以下に示す。

差出人：田畑稔(m.tabata)

送信日時：2006年12月13日水曜日 12:41

宛先：二宮正司(ninomiya)

CC：吉井康雄(yasuoyoshii); 河村衣子(kawamura); 高浜悠紀(takahama)

二宮先生

月曜の午後3時から、私の研究室で、吉井先生にお会いしました。学務課の河村さんも同席されました。

私の方から研究委員会としての参考意見を取りまとめるため、事実関係の質問をさせていただきました。主として、吉井先生が当該団体を学会として判断される理由、とりわけ企業が団体として主たる会員になっている点、意思決定のあり方（総会、ボートなど）について、などです。この点をめぐってお話いただき、若干の遣り取りの中で、吉井先生の方から今回は出張申請を取り下げるという意思表示があり、お預かりしておりました資料も返却いたしました。したがって私の認識では、直接には、この問題は研究委員会の手を離れたと考えます。

なお翌日、吉井先生から私の自宅へお電話があり、当該団体が学会に該当するかどうかの検討調査は継続する旨の事後連絡がありましたので、付言しておきます。

さて、私としては、あくまで現段階では個人的見解ですが、この問題を一つのきっかけとして、「学会出張費」という本学の枠の取り方を見直すよう、研究委員会として動くことが妥当なのではないかと考えております。この制度の成立経緯をチェックする必要もありますが、その上で「研究出張費」に改めるなどの改善が必要に思われます。理由としては第一に他大学でもこのような枠の取り方は少ないように思われること、第2に学術研究団体やその活動の新しい動向、とりわけ実践領域と研究領域との交流という

動向に対応しやすくすること、第3に何をもって「学会」とするかという困難な（厳密には線引きできない、また研究の自治という性格上公権力が上から決定することも控えられるべき）問題で学部長や事務方が苦慮する現実があること、などが主たるものです。

そのための手続きがどうなるか、今のところ調べておりませんが、しかるべき手続きをとる方向で具体的にうごくことを、研究会に諮る所存です。

以上、取り急ぎ、お伝えいたします。 研究委員長 田畑 稔

5 「(5) 第5 4 (3) ①②につき(19頁)」の部分

争う。

「二宮学部長が「最初からサイバーブレインズの請求書を調べる意図があった」との事実を否認する」との第一審原告大学の主張は通常人の理解では信じられない主張である。以下に第一審原告大学の主張を否認する理由を述べる。

サイバーブレインズの請求書(乙10)を、通常人の注意力でみれば、左上の宛先にはお客様は誰か(大阪経済大学経営学部)を表記し、備考欄には請求書に係るお客様の担当者(吉井)とサイバーブレインズの担当者(唐木田)を表記している。この様式をみれば、例え封筒を廃棄したとしても、封筒の宛先は「経営学部吉井様」ではなく、多分「経営学部様」であろうと推測する必要は全くなく、請求書の当事者は吉井であることが自明で、宛先が不明であったため開封して確認したとって学務課経由で吉井に渡すべき性質の請求書である。

第一審原告大学の控訴理由書では、サイバーブレインズへの問い合わせの理由の1つは、「当該郵便物の宛名が「経営学部御中」となっていて、封筒と請求書の宛先を明確にするため」、もう1つの理由は「調査を丸投げのような形で外部委託することについて、直感的に違和感を抱いた」、「当時は、研究費の不正使用に対する多くの厳しい対応・報道がなされていた時期(甲12)」としている。

第7準備書面では「第一審被告の共同研究費の使用方法に疑義をもったのは、サイバーブレインズの請求書を見たときが最初」と述べている。

第一審原告大学のこれらの主張は、第一審被告は研究費の不正使用をしているのではないか、それを調べようとの意図をもって、サイバーブレインズに問い合わせたという理解の方が通常人の理解であろうと判断する。

第一審被告は電気通信総合研究所、電気通信政策総合研究所、情報通信総合研究所で延べ23年以上、主任研究員、客員研究員としてメディア研究に従事しており、共同研究者のシャーマー工科大学のマリアン・カールソン助教授は地域での福祉関連のニュー・メディア研究に強い関心をよせている研究者で、良い成果をだして第一審原告大学の魅力づくりに貢献しようと思ひ、限られた予算で成果を出す工夫をしていたが、実質、学部執行部のさまざまな思惑と妨害の連続により、この共同研究は頓挫している。共同研究費の執行状況に関しては、第一審被告準備書面（1）の18～21頁に第一審被告の記憶と当時の事実データの記録をもとに双方に偏りなく表現する努力をしたつもりである。

6 「(6) 第5 4 (3) ⑥につき(21頁)」の部分

争う。

第一審原告大学の「乙160の証拠評価を争う」との主張には異議がある。

研究費の年度別事実データなど学内のデータ管理をどのようにされているかは知る由もないが、誰よりも事実を知りえる、事実データを収集分析できる立場にある第一審原告大学および経営学部執行部の言葉とはいえないためである。

共同研究費成果報告書（乙160）の3頁には予算執行における「使途変更」の理由を、第一審被告の準備書面（1）の18～21頁にはその解説をしている。

これらに加えて、学部のIT予算の利用を突然却下されたために共同研究費で処理せざるをえなくなった実情を、当時の経営学部執行部とのメール、北村實学部長の要請、IT予算利用を教授会メンバーに促された山田文明副学部長のお詫び、それらのメールから推察されたい（乙168）。

なお、普通研究費の残高80937円を考慮すれば、326370円ものIT関連支出の補填を普通研究費すべきといった、「使途の決まっている共同研究費で補てんしていること自体非常に問題である」との主張は酷であるといいたい。

なお、第7準備書面の4頁に「一審本訴被告の2003年度共同研究費執行状況でも、…、決算では「講習会」等として、予算とかけ離れた使用方法となっていることが判明した」とあるが、当時の研究活動状況を説明しておく。当該年度、マリアン・カールソン氏の招へいを予定していたが、ご尊父の病気により、

急遽中止の連絡があり、取りやめた予算から、HTML言語の講習に充てたという記憶がある。これは、第一審原告大学の国際交流会館使用申請および2003年度の研究費予算の執行記録で確認できる内容である。

これに加えて、第一審被告が当時試みようとしていたことは、インターネットの普及に伴い、さまざまなサービスが出現するであろう、その変化の状況を、利用者の実態を収集し、解析し、時系列に情報発信する、非営利のアカデミックならではの取り組みにチャレンジしようとしていたのである。その発端は、共同研究費予算が少ないために自前で情報収集システムを構築しようとしていたことである。なお、第一審被告は技術系の人間であり、自前で必要なプログラムを作成していたことから、時間さえ許せば可能と判断していたことを追記しておく。

ここで、経営学部執行部に質問したいことは、本当に研究活動をされているのか、ということである。

二宮正司、樋口克次執行部の時期の第一審被告の周辺状況を以下に示す。

学部執行部 体制 学部長 副学部長 学部長補佐	年月日	吉井の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害		検索 番号
		カリキュラム委員会の実態	教授会の実態	
			↓ ↓ ↓ 学部執行部の実態	
	2005年 5月9日		二宮正司学部長は、調査会社のサイバーブレインズから吉井宛に送られてきた封書を開封し、その請求書の内容についてサイバーブレインズに電話で問い合わせるといった行為をする。 ※ 吉井の名前がある以上、常識としてまず原告に問い合わせるべきであり、越権行為であると指摘するが、先方に問い合わせることは越権行為ではない、二宮正司学部長の権限の範囲であると主張する。	21
	6月21日		樋口克次助教授が名誉毀損で吉井を人権委員会に訴える。	22
	7月1日		全学教員集会：北村實副学長の司会のもと、重森暁学長から、里上諒衛教授の特任を認めない趣旨の説明があった。 ※ これにより、特任教員任用規程が改正され、任用基準に「本学教員としてふさわしい活動を行ってきた者」という項目が新規規程に追加される。	23
	9月24日		人権委員会から、樋口克次助教授が名誉毀損の訴えを取り下げたとの連絡がある。	24
	9月24日		吉井は、理事会・評議会に『教員活動評価に関する規程と"パワハラ"に関する資料』を提出、経営学部の組織改革を求める。	25
2005年 4月 ～ 2007年 3月	12月 16日		臨時教授会：樋口克次カリキュラム委員長が新基準をつくり、コースの必須科目であるにもかかわらず、吉井の担当科目のコマ数を1コマを減らす。 全学の教務委員長である本田教授および事務方の四方教務部長に確認すると、教務委員会としてはルールはないとのこと。	26
二宮正司 樋口克次 樋口倫紀	2006年 1月21日		理事会から吉井に対し、2月3日までに回答せよという質問状が送られてくる。 理事会には吉井の調査委員会が設置される。	27
北村實 副学長	2月13日		合同教授会：人間科学部の元教養の先生方の他学部への再配置の議論があり、全教員が対象となる。その後、これを利用して、二宮正司学部長がしつこく教授会で他学部への移動希望者を募る一方、吉井に対しては人間科学部の松田幸弘教授より人間科学部への移動の誘いがくる。	28
	9月21日		教授会：吉井は、吉井を名誉毀損で訴えた時に、人権委員会に設置された調査委員会の調査委員を務めた事務職員OH氏の懲戒免職の理由について質問する。 ※ 樋口克次助教授のゼミ生の発言「セクハラで退職した教員がいる」をもとに、6月12日、北村實副学長・理事と高橋努理事が事情聴取、翌日から大学に来てはいけない、誰にも相談してはいけないと申し渡す。 8月、伊藤正之組合執行委員長が組合をあげて支援するが退職に追い込まれる。 9月、吉井が本人に電話すると、樋口克次助教授の名誉毀損の訴えを退けて、吉井の行為は名誉毀損に当たらないとしたことが原因のようだと話される。	29
	2006年 10月 27日		教授会：教員評価制度の試行に際し、渡辺大介教授が講義資料を配布、何故評価が***点かと怒りの発言をする。伊藤裕人教授、鈴木滋教授、池野重男助教授らも同様の意見である。 ※ 学部執行部は教員評価制度を利用して、昇格人事や給与にまで影響力をもとうとする動きが窺われることから、反対意見が多くだされた。	30

上記時系列データは、この時期の執行部らの不適切な動きを主に書きとどめたものである。樋口副学部長が第一審被告を名誉棄損で人権委員会に訴え、名誉棄損にあたらなした人権委員会調査委員OH事務職員を北村實副学長・理事らの面接により、翌日より出社する必要なしとして退職に追い込まれる、二宮正司学部長・理事らの教員評価制度に絡む不適切な動きなどを示している。

なお、第一審被告は弁護士および学内支援者のもとで北村實グループと闘う一方、組織改善をもとめて、理事会、学長、理事長へと働きかけをし続けていた。

したがって、サイバーブレインズの件は彼らによるパワハラの一つに過ぎない。

7 「(7) 第5 6 (3)につき(24頁)」の部分

争う。

「第1審原告大学は懲戒処分の代わりに特任申請しないという条件を科している、との事実を否認する」は山田学長補佐の特任申請に係る事項であり、第一審原告大学の主張は全くの虚偽である。

特任教員任用規程(新規程)(乙13)では、対象者は「本学に6年以上勤務し、定年退職した専任教員」と規定され、准教授、講師といった職位には関係ないことは自明であり、正当な否認理由とはならない。

この学内規程の無視は、第一審原告大学の法令順守の精神の欠如を鮮明にしていることに他ならない。

その証拠は、草薙裁判での北村實の陳述書(乙169、3頁)の次に示す赤い点線枠の部分で、「2015年度をもって退職となることから、「けん責」、若しくは事実上の注意処分が相当」とあり、「山田氏の特任申請は認めない」といった文言を織り込むことは、後日、裁判になった場合のリスクを避けるために口頭で伝えていたと推認される事由であり、「口で言えばよい、文書で残すな」と発言する北村グループの特質を加味すれば、特任申請を認めないことを前提とした文書と解される。

このことに関して、第一審被告は山田氏より「大学の指示に従うしかなかった」とその事情を直接お聞きしている。

懲戒等検討委員会のメンバーは、崎田洋一理事と田村正晴理事と私の3名が選ばれました。なお、本学に関する資料を掲載している吉井氏のホームページはその後、大阪地裁に削除の仮処分申し立てを行い、その一部を削除せよとの決定（別添）が出されています。

4 懲戒等検討委員会での審理内容について

第1回の懲戒等検討委員会が2015年2月17日に開催され、補充調査として、井形教員から、特任訴訟の被告として、控訴審で本件証拠が提出されたことおよびホームページに掲載されたことによる迷惑等についてヒアリングを行うことが決定されました。同年2月20日に第2回の委員会が開催され、井形教員から直接ヒアリングが行われました。第3回の委員会（同年2月27日）では、山田文明教員から、第4回の委員会（同年3月4日）には、原告からヒアリング（補充調査）が行われました。第5回の委員会（同年4月1日）では、これまでの調査の結果を踏まえ、原告及び山田氏への懲戒処分について検討を行いました。原告については、副学長・理事であったことから、就業規則上の懲戒処分として、「降職」が相当であるが、現在その職に無いいため、一段階軽い処分である「出勤停止」が相当である、過去の事例と比較すると減給処分もあり得る、という意見がありました。山田氏については、2015年度をもって退職となることから、「けん責」、若しくは事実上の注意処分が相当であるとの意見がありました。

この事実に加えて、山田氏の「経営学部教授会で配布された2文書への批判」（乙142、11頁）より抜粋した次の部分より、理事会の下部組織、懲戒等検討委員会は不適切な組織と解される。これは、第一審被告が主張する、経営学部教授会の下部組織、カリキュラム委員会による不法行為も同様であって、組織の目的を逸脱する悪意をもつ人物により操作されるリスクを示したものである。

これらは人の資質により生起する類の問題であり、北村實理事が陰で不法行為に大きく関与していると主張する当事者の主観、心証を述べたものが草薙裁判における草薙氏の陳述書（乙164）にもみられることから、このような主観が客観化され、事実の真実性を倍加する、立証を高める証拠となると第一審被告は主張する。

5. 隠れ上手な真の主役

私は、研究室で吉井さんと交わした会話の録音とその反訳が裁判に提出されたことから、2015年2月27日に懲戒等検討委員会から呼出を受けました。そこにいたのは、北村理事、田村理事、崎田理事、書記として山下氏の4人でした。まず北村氏から調査の目的などの説明があり、その後、ほとんどの質問が北村氏から行われました。私から、懲戒等検討委員会の責任者は誰かと聞きましたが、北村氏からは「特に決まっていない。みんなで相談してやっている」というような答えて、委員長が誰であるのか不明でした。しかし、その場の進行をみれば、北村氏が強く主導していることは明確でした。

草薙元副学長への調査も同様に進められ、草薙さんには懲戒処分が下されたのですが、その決定を行った理事会でも、北村氏が大きな役割を果たしたことは間違いありません。

つまり、2012年のカリキュラム委員会で吉井さんの科目について口火を切ってから、吉井さんの特任申請手続に関して井形氏、池島氏へも強い影響力を行使し、「書類上の不備」という説明で教授会をやり過ごし、吉井さんの特任就任を妨げることになった各局面で、北村氏が登場しているのです。

北村氏は、吉井さんの問題に最初から実質的に一方の当事者の指導的立場として関わっていたのですから、公正に調査・検討して処分の適否を判断し、またその処分案を作成する役割を担う懲戒等検討委員会にその北村氏が入り、そこで事実上のリーダーを務めるなど、あつてはならないことだったのです。法律を専門とする北村氏には、問題の一方の当事者として深く関わっている自分が懲戒等検討委員会に加わってはならないことは判断できたはずですが、しかし、理事会のほとんどのメンバーは、北村氏が果たしてきた関わりを深く知る立場にはなかったため、懲戒等検討委員会を構成するにあたり、そこに北村氏を入れるという不適切な人選が何の疑問もなく行われてしまったのでしょう。その結果、吉井さんの申請に係る問題の発端から、派生した草薙さんの処分問題までのすべての過程に北村氏が主役を演じるような事態を作ってしまったのです。

しかし、北村氏は問題に責任をとる立場につくことは上手く避けて、影響力を行使して事を運ぶ、すぐれた能力をもっているため、裁判の被告に立つこともなかったのです。本当は、吉井さんがもっとも追及しなかったのは、北村氏です。経営学部の教員はよくお分かりだと思います。

上記の事実関係より、「同氏の発言が証拠となったことと、特任申請には何ら関係がない」という文章の、「同氏の発言」とは前件訴訟の大阪高裁に第一審被告が山田学長補佐との私的会話を無断録音し、証拠として提出した、そこでの山田氏の発言という意味であり、前述の北村實の陳述書（乙169、3頁）より、草薙副学長と山田学長補佐を第5回懲戒等検討委員会で処分を検討したとあることから、この文章も全くの虚偽であることがわかる。

8 小括

第一審原告大学の認否に関する主張については、争い、事実の真実性のもとで証拠などを示し、悉く第一審原告大学の主張を否認した。

原審で、双方の代理人が決めた真実性の証明の対象事実は次の3つである。

事実① 平成15年2月から3月にかけて、樋口と北村が海外留学中の被告の

2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした事実

事実② 平成17年5月に二宮が調査会社のサイバーブレインズから被告宛

に送られた郵便物を無断で開封し、その封入されていた請求書の内容につ

き、サイバーブレインズに電話で問い合わせるという行為に出た事実

事実③ 平成24年から平成25年にかけて、井形、池島が共謀し、被告の特

任教員任用申請を故意に妨害した事実

このうち、事実①と②については、第一審原告大学は第7準備書面で認否しているが、事実③については全く認否していない。

したがって、第一審被告の準備書面（1）の21～31頁における次の主張などは第一審原告大学が認めたことになる。

- ① 第一審原告大学は、学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害を認める（同、21頁）。
- ② 特任教員任用規程（新規程）の「特に必要がある」の趣旨は研究・教育以外に求められる教育者としての資質という意味であり、これにより不法行為などする人物は対象者から除外される（同、23～25頁）。
- ③ 特任教員任用規程（新規程）では、カリキュラム委員会の関与は規定されていない（同、25頁）。
- ④ 経営学部カリキュラム委員会の第一審被告の特任人事への関与および井形学部長らの新規程偽装による申請書類を推薦委員会に提出しないという行為は不法行為にあたる（26～28頁）。

第2 「第7 第一審被告の主張」に関する第一審被告の認否

1 「(2) 前件訴訟の争点1「労使慣行の存在」は再審請求の可能性が大」の部分

第一審原告大学は、争点と無関係であり、認否の要なしとしている。

しかし、これは、真実性の証明の対象事実の事実③に密接した抗弁であり、第一審原告大学の認否を期待していた部分である。

結論

今回の訴訟、第一審原告大学と第一審被告双方の控訴状および答弁書、準備書面による主張は、前件訴訟、原審とは全く異なった環境のもとでの双方の主張であるということ認識すべきである。

それは、原審と並行で草薙氏が起こした訴訟により、教授会レベルでの意思決定のメカニズムにおける執行部の学内規程を無視する不法行為と、理事会レベルでの意思決定のメカニズムにおける理事会執行部の学内規程、社会倫理を無視した不法行為が暴露され、それら2つのレベルが密接な関係のもとで第一審被告の特任人事妨害、労

使慣行の不存在といったことを演出しているということである。

このような第一審原告大学を社会の公器とみなすことができないゆえに、別件訴訟をおこしたのである。

井阪理事長および重森学長が合同教授会で表明された次の2つ、

- ① 教育的な基準だけじゃなくて、もう少し幅広く基準を設けていくということが教学の観点からも必要じゃないか」との発言により規程の修正を要望され、「本学の教育、研究水準の向上のために**特に必要がある**と認められるときは」とされた特任教員任用規程（新規程）（乙13）の順守
- ② 「今日こういう形で所信を表明する会を開いたのも、今回は、例外中の例外の問題であって、これまで本学がとってきた教授会自治を中心とする大学の在り方については、なんら変化がないことを申し上げるために開いた、といっても過言ではない」、「今回のことは、例外中の例外というふうに受けとめて、**従来からの本学の、人事をする教授会と理事会との関係はなんらの変化はない**ということを申し上げたくて開いたという趣旨です」と表明された、労使慣行の順守（規程の要件を満たさない人物は適用除外）

これを求めている訴訟であり、特任教員の申請要件を満たす教員の申請が公正に適用されることを希望したものである。

それにもかかわらず、第一審被告の影響で、山田氏は特任申請の機会を奪われ、不法行為の首謀者の一人である北村實は上記①に反するにもかかわらず、二宮正司を特任教授としたように、木村学部長・理事のもとで特任教授となっている。

このような人為に偏した適用を排除し、法のもとで正当に運用される大学であってほしいという要望を込めた訴訟であるが、現段階では②については敗訴中である。

草薙裁判で明らかになったように、理事会執行部の主要メンバーとして理事長の代行をする北村實は、学生の復学を認める大阪高裁判決に対し、学生の復学を認めないということに同意するよう教授会で発言する（乙119）など、法学教授でありながら法令順守の姿勢が欠如している。

この人物は、草薙裁判の第2回口頭弁論（乙162、9頁）で被告代理人（大学側）の質問に対し、次のように応答している。

北村：「特任制度は長くありますが、里上事件を介しながら、その趣旨を再雇用、

新たに雇用するんだというものなのだという性格をはっきりさせたという当時の改正趣旨が本学の見解なんだと考えています。」

被告代理人：「その場合の再雇用というのは、いわゆる高年法と言われる高年齢者の雇用継続に関する法律という、そこを意識した再雇用だということによろしいですか。」

北村：「いえ、違います。」

このように、井阪理事長および重森学長の発言を踏みにじる発言をし、それが、第一審原告大学の現在の認識となって、労使慣行不存在のもとで、特任教員任用規程（新規程）が特任教員を申請する教員に対して適用されている。

この裁判制度をも目的達成の手段とする第一審原告大学に対して、公共性、公益性、事実の真実性の免責要件の範囲を意識しながら、社会はそのような行為を良しとはしないであろうとの判断のもとで、社会の良識に委ねるべく、第一審原告大学との訴訟をウェブページに情報公開し、原審では表現の自由のもとで許容される範囲との判決をいただいている。

最後に、第一審被告は、原審での敗訴部分の取り消しと、第一審原告大学の請求が棄却されることを望むものである。

以上